

☆\*\*\*\*\*☆

## ニッセイメール配信サービス（メルマガ）

### 【メルマガ内容】

DB基金（ ）      DB規約（ ）      DC（ ）  
厚年基金（ ）      会計基準（ ）      その他（○）

【タイトル】信託協会「令和6年度税制改正に関する要望」を公表

☆\*\*\*\*\*☆

平素より当社社業につき格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

信託協会は、2023年9月21日「令和6年度税制改正に関する要望」を公表しました。  
公表された要望のうち、企業年金に関するものについて、ご案内いたします。

※信託協会HP「令和6年度税制改正に関する要望」

<https://www.shintaku-kyokai.or.jp/archives/013/202309/NR20230921.pdf>

【信託協会「令和6年度税制改正に関する要望」】企業年金関連部分のみ抜粋

#### ■主要要望項目

- ・企業年金等の積立金に係る特別法人税の撤廃  
一企業年金および確定拠出年金の積立金に係る特別法人税を撤廃すること。また、特別法人税の撤廃に至るまで、課税停止措置を延長すること。

#### ■一般要望項目「企業年金信託等に関する税制措置」

- （1）確定拠出年金における従業員拠出の拡充および拠出限度額を引き上げること。  
加えて、確定拠出年金制度の非課税枠について、自助努力で資産を形成するため、生涯にわたっての繰越しを可能とすること、第2号被保険者間の非課税枠を統一すること。  
なお、拠出限度額の検討にあたっては、拠出時・運用時・給付時の課税のあり方の見直しの中で、企業年金制度間、および企業年金と個人年金の相違点や現状担う役割・位置付け等が多様であることも十分踏まえ、一律に捉えることな

く、有識者や制度実施者、加入者等を含めた関係者と共に私的年金の普及に資する議論を引き続き丁寧に行うこと。

(2) 個人型確定拠出年金の普及に資する観点から、以下の税制措置を講じること。

① 中小事業主掛金納付制度について、確定給付企業年金を実施している事業主でも実施可能とすること。

② 第3号被保険者が加入する場合、国民年金基金と同様、自己と生計を一にする配偶者等の課税所得から控除すること。

(3) 高齢期の所得の確保に資する制度の構築のため、以下の税制措置を講じること。

① 各退職給付制度（退職一時金・確定給付企業年金・確定拠出年金・中小企業退職金共済）からの給付（死亡一時金含む）等を拠出し、給付時まで一括して管理し、年金として受取可能とする制度を構築すること。

② 公的年金の支給開始年齢の柔軟化に伴い、支給を繰下げた場合の利便性を高める目的で、受給者の高齢化にあわせて、より公的年金等に係る雑所得の控除額を拡充する等の措置を講じること。

(4) 企業年金信託の利便性向上等の観点から、以下の税制措置を講じること。

① 確定拠出年金について、退職一時金制度から確定拠出年金への資産の一括移換を可能とすること。一括移換が難しい場合には、税処理は既存のままとし、資産だけを一括移換できるようにすること。加えて、脱退一時金の支給要件を緩和すること。

② 企業年金受給時の「退職所得の受給に関する申告書」への個人番号記載を不要とすること。また、個人番号記載を不要とする「帳簿」の要件を拡充すること。

令和6年度税制改正については、今後、与党税制調査会で税制改正要望等を審議し、その後取りまとめられる与党税制改正大綱を踏まえて、政府税制改正大綱が閣議決定されるはこびとなります。

\*\*\*\*\* メール配信サービス（年金NEWS・メルマガ） \*\*\*\*\*

運営：日本生命保険相互会社

〒100-8288 東京都千代田区丸の内1-6-6 日本生命丸の内ビル

団体年金部 団体年金コンサルティンググループ

TEL 03-5533-5572

E-mail kikinmadoguti@nissay.co.jp

\*\*\*\*\*

日本-年基-202309-170-0265-D